

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、次のとおり酒匂川漁業協同組合の遊漁規則の変更を認可した。

1 漁業権者の名称及び住所

酒匂川漁業協同組合

神奈川県小田原市桑原862-2先

2 漁業権の免許番号

内共第3号

3 変更の内容

別紙のとおり

4 変更後の遊漁規則の施行の日

令和7年6月1日

ただし、第7条の遊漁料の額については令和8年1月1日から施行し、施行日前の遊漁料の額については、なお従前の例による。

内共第3号第5種共同漁業権遊漁規則 新旧対照表

別紙

酒匂川漁業協同組合

新	旧												
第1条（略） （遊漁料の納付義務） 第2条 漁場の区域内において、<u>竿釣、もじりまたは置き針(もじり、置き針はうなぎに限る)</u>の漁具、漁法によって遊漁しようとする者は、あらかじめ第7条に規定する遊漁料を納付しなければならない。 （漁具、漁法の制限） 第3条 1（略） 2 竿釣の場合、竿の使用本数は1人1本とする。但し、こい、うなぎに限り1人2本以内とする。また、もじりの使用本数は1人20本以内、<u>置き針の本数は1人10本以内</u>とする。 3～8（略） 9 次の表のア欄にかかげる魚種は、イ欄にかかげる区域においてはウ欄にかかげる期間中、採捕した魚の所持又は販売をしてはならず、その場で再放流しなければならない。また、軟質プラスチック製疑似餌、カエシ付きの針及びトリプルフックを使用して遊漁をしてはならない。 <table><tr><th>ア 魚種</th><th>イ 区域</th><th>ウ 期間</th></tr><tr><td>にじます</td><td>足柄上郡山北町岸地先堰堤上流端から<u>小田原市飯泉地先飯泉橋上流端</u>までの酒匂川本流のうち、組合が指定する区域</td><td>10月20日から1月31日まで</td></tr></table> （遊漁期間） 第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間でウ欄の時間内でなければならない。	ア 魚種	イ 区域	ウ 期間	にじます	足柄上郡山北町岸地先堰堤上流端から <u>小田原市飯泉地先飯泉橋上流端</u> までの酒匂川本流のうち、組合が指定する区域	10月20日から1月31日まで	第1条（略） （遊漁料の納付義務） 第2条 漁場の区域内において、<u>竿釣またはもじり(うなぎに限る)</u>の漁具、漁法によって遊漁しようとする者は、あらかじめ第7条に規定する遊漁料を納付しなければならない。 （漁具、漁法の制限） 第3条 1（略） 2 竿釣の場合、竿の使用本数は1人1本とする。但し、こい、うなぎに限り1人2本以内とする。また、もじりの使用本数は1人20本以内とする。 3～8（略） 9 次の表のア欄にかかげる魚種は、イ欄にかかげる区域においてはウ欄にかかげる期間中、採捕した魚の所持又は販売をしてはならず、その場で再放流しなければならない。また、軟質プラスチック製疑似餌、カエシ付きの針及びトリプルフックを使用して遊漁をしてはならない。 <table><tr><th>ア 魚種</th><th>イ 区域</th><th>ウ 期間</th></tr><tr><td>にじます</td><td>足柄上郡山北町岸地先堰堤上流端から<u>小田原市栢山地先報徳橋橋脚下流端</u>までの酒匂川本流のうち、組合が指定する区域</td><td>10月20日から1月31日まで</td></tr></table> （遊漁期間） 第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間でウ欄の時間内でなければならない。	ア 魚種	イ 区域	ウ 期間	にじます	足柄上郡山北町岸地先堰堤上流端から <u>小田原市栢山地先報徳橋橋脚下流端</u> までの酒匂川本流のうち、組合が指定する区域	10月20日から1月31日まで
ア 魚種	イ 区域	ウ 期間											
にじます	足柄上郡山北町岸地先堰堤上流端から <u>小田原市飯泉地先飯泉橋上流端</u> までの酒匂川本流のうち、組合が指定する区域	10月20日から1月31日まで											
ア 魚種	イ 区域	ウ 期間											
にじます	足柄上郡山北町岸地先堰堤上流端から <u>小田原市栢山地先報徳橋橋脚下流端</u> までの酒匂川本流のうち、組合が指定する区域	10月20日から1月31日まで											

ア 魚種	イ 期間	ウ 時間
やまめ	3月1日から10月14日まで	日の出1時間前から 日没1時間後まで
い わ な	同 上	同 上
にじます	同 上 但し、別記区域1においては1月1日 から12月31日まで、 別記区域2においては3月1日から10 月14日まで及び10月20日から1月 31日まで	同 上
あ ゆ	6月1日から10月14日まで及び12月 1日から12月31日まで、但し、基点 E・Fの直線から上流の世附川、基点 G・Hの直線から上流の中川川及び基 点I・Jの直線から上流の玄倉川の全 域においては、6月1日から10月14 日まで	同 上
う ぐ い	1月1日から12月31日まで、但し、 基点E・Fの直線から上流の世附川、基 点G・Hの直線から上流の中川川及び 基点I・Jの直線から上流の玄倉川の 全域においては、3月1日から10月14 日まで	同 上
おいかわ	同 上	同 上
ふ な	同 上	同 上
こ い	同 上	同 上
う な ぎ	同 上	時間制限なし

基点 E 足柄上郡山北町世附字栗の木日影 889 番 2 に設置した標柱
 基点 F 足柄上郡山北町世附字上ノ山 970 番 1 に設置した標柱
 基点 G 足柄上郡山北町中川字源蔵 220 番 3 に設置した標柱
 基点 H 足柄上郡山北町中川字小塚 898 番 26 に設置した標柱
 基点 I 足柄上郡山北町玄倉字大ノ山 588 番 6 に設置した標柱
 基点 J 足柄上郡山北町玄倉字立間 570 番 18 に設置した標柱

ア 魚種	イ 期間	ウ 時間
やまめ	3月1日から10月14日まで	日の出1時間前から 日没1時間後まで
い わ な	同 上	同 上
にじます	同 上 但し、別記区域1においては1月1日 から12月31日まで、 別記区域2においては3月1日から10 月14日まで及び10月20日から1月 31日まで	同 上
あ ゆ	6月1日から10月14日まで及び12月 1日から12月31日まで、但し、基点 E・Fの直線から上流の世附川、基点 G・Hの直線から上流の中川川及び基 点I・Jの直線から上流の玄倉川の全 域においては、6月1日から10月14 日まで	同 上
う ぐ い	1月1日から12月31日まで、但し、 基点E・Fの直線から上流の世附川、基 点G・Hの直線から上流の中川川及び 基点I・Jの直線から上流の玄倉川の 全域においては、3月1日から10月14 日まで	同 上
おいかわ	同 上	同 上
ふ な	同 上	同 上
こ い	同 上	同 上
う な ぎ	同 上	時間制限なし

基点 E 足柄上郡山北町世附字栗の木日影 889 番 2 に設置した標柱
 基点 F 足柄上郡山北町世附字上ノ山 970 番 1 に設置した標柱
 基点 G 足柄上郡山北町中川字源蔵 220 番 3 に設置した標柱
 基点 H 足柄上郡山北町中川字小塚 898 番 26 に設置した標柱
 基点 I 足柄上郡山北町玄倉字大ノ山 588 番 6 に設置した標柱
 基点 J 足柄上郡山北町玄倉字立間 570 番 18 に設置した標柱

別記区域 1（略）

別記区域 2
足柄上郡山北町岸地先堰堤上流端から小田原市飯泉地先飯泉橋上流端までの酒匂川本流の区域

第 5 条、第 6 条（略）

（遊漁料の額及び納付の方法）

第 7 条 第 2 条に掲げる漁具、漁法によって遊漁をする場合で、小田原市桑原 862 番地 2 先酒匂川漁業協同組合及びその他組合が委託した遊漁承認証取扱所、組合が委託したオンラインシステム(以下「オンラインシステム」という。)において納付するとき（一般扱い）、または、遊漁をする場所において漁場監視員に納付するとき（現場扱い）の遊漁料の額は、それぞれ次表のとおりとする。

魚 種	漁具、漁法	遊 漁 料
やまめ、いわな、にじま す、あゆ、うぐい、おいかわ、ふな、こい、うなぎ	竿釣 （但し、うなぎは 竿釣、もじり）	1 日（一般扱い） 2,000 円 （現場扱い） 3,500 円 1 年 13,000 円
うぐい、おいかわ、ふな、 こい、うなぎ	同 上	1 日（一般扱い） 800 円 （現場扱い） 1,500 円

2 前項の規定にかかわらず、次表左欄に掲げる者の遊漁料は、次表右欄のとおりとする。

未就学の幼児、小学生	無 料
身体障害者（身体障害者福祉法第 15 条に基づく手帳を提示した者）	年券に限り第 1 項に規定する額の 1／2 に相当する額
中学生	年券に限り第 1 項に規定する額の 1／4 に相当する額

（遊漁承認証に関する事項）

第 8 条 組合は、第 2 条の遊漁料の納付を受けたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。以下「遊漁承認証」という。）を交付するものとする。

（1）承認期間

別記区域 1（略）

別記区域 2
足柄上郡山北町岸地先堰堤上流端から小田原市栢山地先報徳橋橋脚下流端までの酒匂川本流の区域

第 5 条、第 6 条（略）

（遊漁料の額及び納付の方法）

第 7 条 第 2 条に掲げる漁具、漁法によって遊漁をする場合で、小田原市桑原 862 番地 2 先酒匂川漁業協同組合及びその他組合が委託した遊漁承認証取扱所において納付するとき（店扱い）、または、遊漁をする場所において漁場監視員に納付するとき（現場扱い）の遊漁料の額は、それぞれ次表のとおりとする。

魚 種	漁具、漁法	遊 漁 料
やまめ、いわな、にじま す、あゆ、うぐい、おいかわ、ふな、こい、うなぎ	竿釣 （但し、うなぎは 竿釣、もじり）	1 日（店 扱 い） 1,500 円 （現場扱い） 2,500 円 1 年 12,000 円
うぐい、おいかわ、ふな、 こい、うなぎ	同 上	1 日（店 扱 い） 800 円 （現場扱い） 1,500 円

2 前項の規定にかかわらず、次表左欄に掲げる者の遊漁料は、次表右欄のとおりとする。

未就学の幼児、小学生	無 料
身体障害者（身体障害者福祉法第 15 条に基づく手帳を提示した者）	年券に限り第 1 項に規定する額の 1／2 に相当する額
中学生	年券に限り第 1 項に規定する額の 1／4 に相当する額

（遊漁承認証に関する事項）

第 8 条 組合は、第 2 条の遊漁料の納付を受けたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を交付するものとする。

（1）承認期間

(2)魚種 (3)漁具・漁法 (4)遊漁区域 (5)遊漁料の額 (6)注意事項 (7)発行者名 2 遊漁者は、遊漁承認証を<u>譲渡または貸与</u>してはならない。 第9条～第11条（略） 附 則 1. この規則は令和5年9月1日から施行する。 2. この規則は令和6年6月1日から施行する。 3. <u>この規則は令和7年6月1日から施行する。ただし、第7条の遊漁料の額については令和8年1月1日から施行し、施行日前の遊漁料の額については、なお従前の例による。</u>	(2)魚種 (3)漁具・漁法 (4)遊漁区域 (5)遊漁料の額 (6)注意事項 (7)発行者名 2 遊漁者は、遊漁承認証を<u>他人に貸与</u>してはならない。 第9条～第11条（略） 附 則 1. この規則は令和5年9月1日から施行する。 2. この規則は令和6年6月1日から施行する。
---	--